

5 消防表彰

(1)叙位・叙勲

叙位は、昭和21年5月3日の閣議決定により、死亡者のみを対象として取り扱われている。

叙勲は、死亡者の場合を除き停止されていたが、昭和28年9月18日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者に対し叙勲されることとなった。その後昭和38年7月12日の閣議決定により、国の発展に貢献しあるいは社会公共の福祉増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとし、第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に行われてから、毎年春(4月29日)、秋(11月3日)の2回生存者叙勲として発令されている。

また、社会経済情勢の変化に伴い、栄典制度の見直しが行われ、平成15年秋から著しく危険性の高い業務に精励した者(消防吏員)を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

過去10年間の生存者叙勲受章者は表9のとおりである。

表9 春・秋叙勲受章者数

1 制度改正前

年度別 区分	10		11		12		13		14		15
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春
勲4等	1	1									
勲5等	2	4	2	4	4	5	5	3	4	3	3
勲6等	11	10	13	11	11	9	11	13	10	13	13
勲7等											
計	14	15	15	15	15	14	16	16	14	16	16

2 制度改正後

年度別 区分	15		16				17				18				19			
	秋	1危	春	2危	秋	3危	春	4危	秋	5危	春	6危	秋	7危	春	8危	秋	9危
瑞小					1				1				1		1		1	
瑞双	2		1	1	4		8		5		4		1	2	7	3	5	5
瑞単	17	9	16	11	15	9	10	10	14	10	13	9	17	8	12	8	12	6
小計	19	9	17	12	20	9	18	10	20	10	17	9	19	10	20	11	18	11
合計	28		29		29		28		30		26		29		31		29	

※1 「瑞小」とは「瑞宝小綬章」、「瑞双」とは「瑞宝双光章」、「瑞単」とは「瑞宝単光章」を示す。

※2 「○危」とは「第○回危険業務従事者叙勲」を示す。

(2)褒章

褒章の種類は6種類であるが、このうち消防に関係あるものは次の4種類である。ただし、黄綬褒章については、生存者叙勲の復活により昭和41年以降運用されないことになった。

- 紅綬褒章 身の危険を顧みず人の生命を救助した者に授与される。
 - 黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。
 - 藍綬褒章 公共の福祉の増進に顕著な成績をあげた者に授与される。
 - 紺綬褒章 公益のために私財を寄付し、功績顕著な者に授与される。(個人にあっては500万円以上、団体にあっては1,000万円以上。)
- なお、寄付者が団体の場合には褒状が授与される。²²

褒章受章者は表10のとおりである。

表10 褒章受章者数

年度別	昭和26～ 平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
藍綬褒章	24	—	—	—	—	—	—	2	7	2	1
黄綬褒章	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紺綬褒章	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 消防表彰規定に基づく消防庁長官表彰

消防表彰規定に基づく表彰を大別すると、随時表彰と定例表彰とに分けられる。

ア 随時表彰

随時表彰は次の6種類で、時期に関係なく上申の都度表彰される。

災害現場功労

- 特別功労章 功労抜群で他の模範と認められる者に授与される。
- 顕功章 功労特に顕著な者に授与される。
- 功績章 功労多大な者に授与される。
- 国際協力功労章 国際緊急援助隊法に基づき当該地域に派遣され、その功労顕著な者に授与される。
- 顕彰状 職務遂行中に死亡した者に授与される。(上記の表彰と重複して受彰はできない。)
- 表彰状 功労顕著な者で、特別功労章、顕功章、功績章を授与されるまでに至らない者に授与される。
- 賞状 功労が顕著と認められ、又は他の模範として推奨されるべき功績があると認められる者に授与される。

行政的功労

- 表彰状 消防施設の整備改善、防災思想の普及又は消防職・団員の教育等消防の発展に功績のあった者。
- 賞状 消防施設の整備改善、防火思想の普及等消防の発展に功績のあった者。

消防賞じゅつ金

消防賞じゅつ金制度は、昭和37年度から消防表彰規程の中にとり入れられたもので、殉職者賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金(58.04.01 創設)の3種類がある。
賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に殉職し、又は障害を受けた功労顕著な者に対してその功労の程度に応じて最高2,520万円(殉職者特別賞じゅつ金は3,000万円まで)が支給される。
この場合の功労とは、特別功労章、顕功章、功績章を授与されたものである。

イ 定例表彰

定例表彰は次の4種類で、毎年3月初旬に表彰が行われている。

- 功労章 行政功労で多年積み重ねられた功労に対して授与される。(消防吏員は消防司令長以上、消防団員は団長、消防教育職員は教頭以上の者が対象である。)
- 永年勤続功労章 永年勤続し、他の模範と認められる者に授与される。
- 表彰旗 消防力の拡充強化、消防職団員の教養及び火災の予防等が優秀で他の模範と認めら

れる消防機関に授与される。

竿頭綬

表彰旗の受章に準ずる消防機関に授与される。

受章者は表11のとおりである。

表11 表彰規定に基づく受章者数

種別	年度	昭和24～ 平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
功労章		111	3	2	1	2	2	3	4	4	5	7
永年勤続功労章		2,112	81	79	76	75	73	74	84	91	92	91
表彰旗		36	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
竿頭綬		74										
表彰状		8(3)										
功績章		4										
褒 状		0						10				

(注)昭和24年～平成9年の()は、自治体消防20年記念、及び自治体消防35周年記念で表彰状を授与されたものを内数としたものである。

(4)閣議決定事項に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰は、毎年7月1日「国民安全の日」、9月1日「防災の日」に功績顕著な者に対して表彰が行われている。この表彰には、内閣総理大臣が行うもの、防災担当大臣が行うもの、消防庁長官が行うものがあり、内閣総理大臣表彰は、消防庁長官が過去1年以内に表彰したもののうちから特に優秀と認められるものを内閣総理大臣に上申し表彰されるものである。

また、昭和63年度から「119番の日」の表彰(11月9日)として、消防功労者に対する総務大臣表彰が行われている。

本県の受賞者数は表12のとおりである。

表12 表彰受章者数

年度別	昭和36～ 平成9	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
安全功労者	《2》(7) 16												
防災功労者	《5》(5) 1										《1》		《1》 <1>
消防功労者	《1》 2								1				

(注)《 》内の数字は、内閣総理大臣表彰を、()内の数字は、消防機関及び民間婦人防火クラブ等の受賞団体を再掲した。

(5)知事表彰

消防関係功労者に対する知事表彰は、昭和26年に制定された消防功労者表彰規定に基づき行ってきたものであるが、県が行う表彰制度の一元化により、この規定を廃止し、従前の内容を包含した新たな表彰規則(昭和42年9月1日宮城県規則第63号)を制定し、実施している。

また、消防賞じゅつ金規則(昭和47年3月3日宮城県規則第6号)が規定され、消防職・団員が消防業務に従事し、一身の危険を顧みることなくその業務を遂行して傷害を受け、そのため死亡又は不具廃疾となった功労顕著な者に対して、その功労の程度により賞じゅつ金が支給されることになった。

なお、殉職者特別賞じゅつ金が昭和59年4月1日に創設されている。

現在までの受章者数は、表13のとおりである。

表13 知事表彰受章者数

年度別 区 分		昭和36～ 平成9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
特別功労章		1											1
功労章		891	36	36	35	36	37	37	38	42	43	46	1,277
永年勤続章		18,886	512	478	534	429	721	539	557	541	560	529	24,286
顕彰状		16											16
表彰旗		67	2	2	2	2	1		5				81
竿頭綬		80								2	1	1	84
表彰状	個人	268											268
	団体	220					2						222
賞詞	個人	39											39
	団体	31											31
少年消防クラブ		7								2			9
民間防火クラブ等		184	1	1						2			188

(注)1 この表の中に、昭和35年5月24日チリ地震津波、昭和37年4月30日県北地震における現場功労者が含まれている。

2 自治体消防20周年記念表彰、個人101人、団体139及び自治体消防25周年記念表彰67人、団体40並びに自治体消防40周年記念表彰個人81人、団体18並びに自治体消防50周年記念表彰個人91人、団体8が含まれている。

(6)財団法人日本消防協会表彰

日本消防協会で行う表彰は、日本消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、次の6種類である。
表彰旗、竿頭綬、功績章、精績章、勤続章、現場功労章

(7)財団法人宮城県消防協会表彰

宮城県消防協会で行う表彰は、宮城県消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、次の8種類である。

表彰状、竿頭綬、功績章、永年勤続章、勤続章、現場功労章、表彰状、感謝状